

第 3 回静岡県防災会議専門部会（南海トラフ地震防災対応）における意見とその対応

第 3 回専門部会での主な意見	対応案（検討の方向性）
1 防災対応の根拠となる法令や制度の必要性	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民が事前避難する場合、市町が負担する費用等について法的な担保や制度が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前避難等に要する市町の費用負担については、災害救助法の適用も含め、国の財政支援を明確にするよう要望している。
2 避難情報のレベル	
<ul style="list-style-type: none"> ・半割れケースでは、西側のエリアで既にM8 程度の地震が発生している状況であることから、事務局提案の「避難準備・高齢者等避難開始」よりも「避難勧告」が妥当と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報については、国ガイドライン(案)策定において検討されていると聞いている。県としても国ガイドライン(案)に準じて、適切な避難情報となるよう検討していく。
3 学校や病院における対応への配慮	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校について、県内統一の対応とする部分と、地域と連携し立地条件等を踏まえた学校ごとの個別対応とする部分の整理が必要である。現場に沿った検討をするために、学校現場の事情に精通し、全体を俯瞰することができる者の意見を聞くべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災対応については、国ガイドライン（案）策定において、関係省庁と調整を行っていると聞いており、今後、示される基本的な考え方に準じて検討を行う。また、基本的な考え方やこれまで実施してきた学校関係者との意見交換から出された課題を踏まえ、今後、学校現場に精通した有識者等の意見を参考に、実効性の高い防災対応を策定する。 <p>※詳細は、別紙 2 - 2 参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水域内に立地する病院が休診等の対応をとれば地域医療は混乱する。病院の防災対応については、慎重に議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や社会福祉施設等の対応について、津波浸水域内に立地する病院 1 施設、社会福祉施設 2 施設にヒアリングを実施し、現場の実情について把握、分析を行っている。事前避難に伴う入院患者や入所者等の健康への影響など複数の課題があるため、引き続き、庁内関係部局や医療、社会福祉施設関係者等と防災対応について意見交換を行う。 <p>※詳細は、別紙 2 - 2 参照</p>

4 住民への周知・啓発の必要性

・臨時情報が発表された場合に、脆弱性の高い地域に居住する住民は、事前避難が必要であるとする防災対応などについて、**早めに住民への周知・啓発する必要がある**。国や県の防災対応が正式に定まってから住民に周知・啓発するよりも、随時、情報提供を行った方が、時間のロスが少なく済むのではないか。

・これまでの警戒宣言との相違点や臨時情報の内容及び臨時情報発表時に求められる防災対応について、国 WG により基本的な考え方が示されたものの、具体には現在検討中の項目も多い。よって、県民や事業者が混乱しないよう、周知・啓発については、内容・時期等について慎重に判断したい。なお、周知・啓発の経費を来年度予算に計上し、シンポジウムや出前講座、研修会等を通じて、県民や企業等に対して丁寧な説明をしていく。